



令和 8 年 第 6 回 総 会

会 議 録

期 日 令和 8 年 6 月 3 0 日
場 所 枕崎市妙見センター

枕 崎 市 農 業 委 員 会

令和8年第6回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日 令和8年6月30日（火）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	31	農地利用計画の一部を取り消す同意について
3	32	農地法第3条許可申請について
4	33	農地法第5条許可申請について
5	34	農用地利用集積等促進計画の調整について
6	35	農業経営基盤強化促進法に基づく第1回更新に係る地域計画（案）に対する意見書（案）について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
6 月 30 日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1 番	天 達 範 隆	農 業 委 員
	2 番	今給黎 龍 浪	農 業 委 員
	3 番	水 野 正 子	農 業 委 員
	4 番	篠 原 正	農 業 委 員
	5 番	畑 野 真 人	農 業 委 員
	6 番	園 田 和 寛	農 業 委 員
	7 番	原 田 克 子	農 業 委 員
	8 番	眞 茅 文 男	農 業 委 員
	9 番	白 澤 千恵子	農 業 委 員
	1 2 番	俵積田 正 康	農地利用最適化推進委員
	1 3 番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進委員
	1 4 番	白 澤 敦 行	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	木 浦 勝 美
主 幹 兼 農 地 係 長	天 達 恵 一
農 地 係 参 事 補	新 屋 敷 嘉 一

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和 8 年第 6 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。13 番有村委員、14 番白澤敦行委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 31 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1 ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 207 号から 208 号の合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外 1 名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん 1 名です。

解約面積は畑が 2 筆で 3,268 m²です。

以上農地法第 18 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 207 号および 208 号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。

整理番号 19 号から 23 号までの議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第 3 条の許可申請は 6 件です。

整理番号 19 号の申請地は、

妙見町〇〇番、畑、612 m²、

妙見町〇〇番〇、田、495 m²、

妙見町〇〇番〇、田、480 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、77 歳、大阪府にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、41 歳、明和町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということでもあります。

申請地については 5 ページ、6 ページに掲載してあります。

妙見町〇〇番は〇〇〇〇より東側約〇〇mに位置し、

妙見町〇〇番〇は〇〇〇〇より東側約〇〇mに位置し、

妙見町〇〇番〇は〇〇〇〇より東側約〇〇mに位置します。

整理番号 20 号の申請地は、

園見本町〇〇番、畑、280 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、71 歳、木場町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、新規兼業農業、38 歳、園見本町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農業開始ということでもあります。

申請地については 8 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より西側約〇〇mに位置します。

整理番号 21 号の申請地は、

別府字大平原〇〇番、畑、4,613 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、農業、90 歳、別府東町にお住まいです。

譲受人は、農事組合法人〇〇〇〇、農地所有適格法人、瀬戸町に所在です。

譲渡事由は、交換ということでもあります。

申請地については 10 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より北東側約〇〇mに位置します。

整理番号 22 号の申請地は、

別府東町〇〇番、畑、2,467 m²

別府東町〇〇番、畑、1,012 m²です。

譲渡人は、農事組合法人〇〇〇〇、農地所有適格法人、瀬戸町に所在です。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、90 歳、別府東町にお住まいです。

譲渡事由は、交換ということでもあります。

申請地については 12 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より東側約〇〇mに位置します。

整理番号 23 号の申請地は、

別府西町〇〇番、畑、184 m²

別府西町〇〇番、畑、136 m²

別府西町〇〇番、畑、254 m²

別府西町〇〇番、畑、1,737 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、86歳、大阪府にお住まいです。
譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、63歳、別府西町にお住まいです。
譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということでもあります。
申請地については14ページ、15ページに掲載してあります。
別府西町〇〇番は〇〇〇〇より北側約〇〇mに位置し、
別府西町〇〇番は〇〇〇〇より北側約〇〇mに位置し、
別府西町〇〇番は〇〇〇〇より東側約〇〇mに位置し、
別府西町〇〇番は〇〇〇〇より西側約〇〇mに位置します。
以上説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。
整理番号19号について、今給黎委員をお願いします。

2番（今給黎委員）整理番号19号について報告いたします。

5月24日譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。
位置関係は事務局のとおりです。
今回の申請は親戚で大阪府に在住の〇〇〇〇さんから無償譲渡を受けるもので
す。

妙見町〇〇番は集落内の畑で譲受人が野菜栽培を行っています。東側、北側は
山林、西側は市道、南側は宅地です。

取得後は、野菜を栽培する計画で、効率的な経営が行われることから、問題の
ない申請ではないかと思われます。

妙見町〇〇番〇は1年ほど前から親戚が水稻栽培をしており、周辺も水稻栽培
がされております。東側、西側、北側は田、南側は道です。

次の妙見町〇〇番〇の周辺も水稻栽培がされております。東側、西側は田、北
側、南側は道です。

2筆とも連たんされた水田で今後も有効に維持管理されることから、問題のな
い申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号20号について、白澤敦行委員をお願いします。

14番（白澤敦行委員）整理番号20号について報告いたします。

6月10日に譲受人の〇〇〇〇さん立会いのもと現地確認を行いました。
譲受人は園見本町に居住する団体職員です。

園見本町〇〇番の申請地は〇〇〇〇の西側〇〇mに位置し、北側と東側は宅地、
南側と西側は道路となっています。

申請人は西側道路を挟んだ〇〇番に自宅を建てて住んでおり、権利取得後は菜
園畑として露地野菜を栽培する計画です。申請地は申請人の自宅前であることか
ら管理が容易であり、効率的な経営が見込まれることから問題の無い申請と思わ
れます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号２１号から２２号について、眞茅委員お願いします。

８番（眞茅委員）整理番号２１号と整理番号２２号は関連がありますので、一括して報告いたします。

６月９日、行政書士、〇〇〇〇氏立会いのもと現地調査を行いました。

別府字大平原〇〇番について

場所は、事務局の説明のとおりです。

現況としましては、現在甘藷が植え付けられており、東側と西側は道路・南側と北側は畑で甘藷が植え付けられております。

別府東町〇〇番と別府東町〇〇番地について

場所は、事務局の説明のとおりです。

現況としましては、現在甘藷が植え付けられており、東側と西側は道路・北側と南側は甘藷が植え付けられております。

整理番号２１号と整理番号２２号との交換という事での申請で、整理番号２１号は取得後に茶を、整理番号２２号は甘藷を植え付けるとの事です。

面積に相違はありますが双方納得済みとの事で問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告をおわります。

議長 整理番号２３号について、俵積田委員お願いします。

１２番（俵積田正康委員）整理番号２３号について報告いたします。

６月１０日譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は別府西町に居住し、甘藷や豆類を栽培する畑作農業者です。今回、譲受する畑は１９８０年に父から引き継いで、甘藷畑として耕作しております。

譲渡人は、譲受人の叔母にあたり、譲渡人は大阪府に居住しており、無償譲渡することになりました。

位置関係は事務局のとおりです。

別府西町〇〇番の東側は宅地、西側は甘藷畑、南側は雑種地、北側は市道です。

別府西町〇〇番の東側は畑、西側は菜園畑、南側は道を挟んで宅地、北側は宅地です。

別府西町〇〇番の東側は道、西側と南側は公衆用道路、北側は甘藷畑です。

別府西町〇〇番の東側は公衆用道路、西側、南側、北側は甘藷畑です。

本件の権利取得後も甘藷畑として利用する計画で問題の無い申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第3条許可申請の整理番号19号から23号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、整理番号19号から23号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

ここで農業委員会等に関する法律31条の規定により、白澤敦行委員の退席をお願いいたします。

(白澤委員除斥)

議長 次に整理番号24号の議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 整理番号24号の申請地は、

桜山町〇〇番〇、田、84 m²

桜山町〇〇番、田、228 m²

桜山町〇〇番、畑、600 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、会社員、47歳、埼玉県にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、新規農業、24歳、新町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の農業開始ということであります。

申請地については17ページに掲載してあります。

桜山町〇〇番〇は〇〇〇〇より南側約〇〇mに位置し、

桜山町〇〇番は〇〇〇〇より西側約〇〇mに位置し、

桜山町〇〇番は〇〇〇〇より南側約〇〇mに位置します。

以上説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号24号について、水野委員をお願いします。

3番(水野委員) 整理番号24号について報告いたします。

6月13日譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲渡人は〇〇〇〇さん、埼玉県に居住しています。

譲受人は新町に居住しています。

位置関係は事務局のとおりです。

桜山町〇〇番〇の東側、西側、北側は田、南側は公衆用道路です。

桜山町〇〇番の東側は原野、西側は田、北側、南側は雑種地です。

桜山町〇〇番の東側は原野、西側は宅地、北側は畑、南側は公衆用道路です。

取得後は、野菜を栽培する計画で、効率的な経営が行われることから、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号24号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

(白澤委員入室)

次に、日程第4号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

整理番号7号から10号までの議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第5条の許可申請は4件です。

整理番号7号の申請地は寿町〇〇番、畑、464㎡です。

借人は〇〇〇〇さんです。

貸人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在は借家住まいのため、申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は、20ページに掲載してあります。

〇〇〇〇から市道を挟んで西側に位置します。

農地の区分は都市計画用途指定地域から500m以内に位置する小集団の農地で「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分、転用目的、計画面積は問題のないものと思われます。

建物の高さは一般住宅が4.8mの平屋建て、境界より8m控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

整理番号8号の申請地は中央町〇〇番、畑、534㎡です。

譲受人は株式会社〇〇〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「事業所の駐車場が不足している為、申請地を利用したい。」とのことです。

申請地は、22ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より南西側約〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種中高層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は534㎡で問題ないものと思われます。

転用にあたり、造成は現状のままで、整地のみです。

建物はなく、周辺に農地はありません。

整理番号 9 号の申請地は下松町〇〇番、畑、257 m²です。

譲受人は農事組合法人〇〇〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は農業用倉庫です。

申請事由は、「農機具、肥料や農薬などの資材を保管するための農業用倉庫が不足しているので、申請地を利用したい。」とのことです。

申請地については 24 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より南側約〇〇mに位置します。

申請地は第 1 種農地と判断されますが、不許可例外の農業用施設等に該当します。

農地境界から 0.5m控えて平屋建てとして日照通風等支障を及ぼさないよう措置する計画です。

整理番号 10 号の申請地は木原町〇〇番、畑、351 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在は借家住まいのため、申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は、26 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇から東側約〇〇mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途指定地域から 500m以内に位置する小集団の農地で「市街地近接農地」に該当し、第 2 種農地と判断します。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分、転用目的、計画面積は問題のないものと思われます。

建物の高さは一般住宅が 3.5mの平屋建て、境界より 0.6m控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号 7 号から 8 号について、今給黎委員をお願いします。

2 番（今給黎委員）整理番号 7 号について報告します。

6 月 17 日に白澤千恵子委員、有村推進委員、事務局の新屋敷さんと現地確認を行いました。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

位置関係は事務局のとおりです。

現在は保全管理されています。

申請地の東側は市道、西側、南側、北側は宅地です。
今回の申請地は住宅の建設予定で土地は父親から使用貸借するものです。
境界にはブロック塀を施工されており、周辺に被害を及ぼさないようにします。
雨水は雨水桝を設置し、汚水、生活排水は、合併浄化槽で処理後、側溝へ排水する計画です。

適切な被害防除計画書及び資金計画も添付されており、問題のない申請ではないかと思われます。

整理番号 8 号について報告します。

6 月 1 7 日に白澤千恵子委員、白澤敦行推進委員、事務局の新屋敷さんと現地確認を行いました。

立会人は申請人である〇〇〇〇の〇〇〇〇さんと〇〇行政書士です。

転用目的は駐車場です。

位置関係は事務局のとおりです。

現在は保全管理されています。

申請地の東側、西側は原野、南側は河川、北側は市道と原野です。

今回の申請地は取引業者や従業員の駐車場として利用するものです。

境界にはブロック塀を施工し、周辺に被害を及ぼさないようにします。

雨水は西側の河川へ放流します。

適切な被害防除計画書及び資金計画も添付されており、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号 9 号から 1 0 号について、白澤千恵子委員お願いします。

9 番（白澤千恵子委員）整理番号 9 号について報告します。

6 月 1 7 日に今給黎委員、俵積田推進委員、事務局の新屋敷さんと現地確認を行いました。

立会人は〇〇行政書士です。

転用目的は農業用倉庫です。

位置関係は事務局のとおりです。

現在は保全管理されています。

申請地の東側は宅地、西側、南側は畑、北側は畑と宅地です。

境界にはブロック積みを施し、周辺に被害を及ぼさないようにします。

雨水は雨水桝にて処理します。

適切な被害防除計画書及び資金計画も添付されており、問題のない申請ではないかと思われます。

整理番号 1 0 号について報告します。

6 月 1 7 日に今給黎委員、白澤推進委員、事務局の新屋敷さんと現地確認を行いました。

立会人は〇〇行政書士です。

転用目的は一般住宅です。
位置関係は事務局のとおりです。
現在は保全管理されています。
申請地の東側、南側は道路、西側は畑、北側は宅地です。
境界にはブロック塀を施工されており、周辺に被害を及ぼさないようにします。
雨水は雨水桝を設置し、汚水、生活排水は、下水道にて処理する計画です。
適切な被害防除計画書及び資金計画も添付されており、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

5 番（畑野委員） 整理番号 8 号の 22 ページの地図を見ていただくと、隣の〇〇番〇も同じ所有者の方ですが、これも同時取得なんですか。

事務局 同時取得の予定です。

5 番（畑野委員） はい、わかりました。

議長 ほかにありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 4 号農地法第 5 条許可申請の整理番号 7 号から 10 号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案番号 33 号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第 5 号農用地利用集積等促進計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 5 号議案第 34 号農用地利用集積等促進計画の調整について説明いたします。27 ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載とおりです。

整理番号 205 号から 213 号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外 8 名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外 9 名で設定面積は、畑が 12 筆 15,011 m²、樹園地が 1 筆 1,406 m²、合計面積 13 筆 16,417 m²です。

以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積等促進計画の調整のうち、整理番205号から213号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第34号の決定した案件につきましては、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してまいります。

次に日程第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく第1回更新に係る地域計画(案)に対する意見書(案)についてを、議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第35号農業経営基盤強化促進法に基づく第1回更新に係る地域計画(案)に対する意見書(案)について説明いたします。

地域計画は、地域の農業を将来へ継続させていくために、農地を利用しやすいよう、次世代へ引き継いでいくことを目的に市長が作成しています。

地域計画の策定を通じて、地域が抱える課題が見える化され、地域の実状を浮き彫りにすることで、10年後を見据えた地域農業の対策を考え、必要な取組を行うことが可能となります。

国も地域計画は一度策定して終わりではなく、随時(年1回以上)更新(ブラッシュアップ)をしていくことが重要であるとしています。

農業経営基盤強化促進法第19号第6項の規定において、市町村は、地域計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会、その他の関係者の意見を聴かなければならない。と定められています。

この議案は、枕崎市において令和7年3月10日に策定された4地区(別府地区、枕崎地区、立神地区、金山・桜山地区)の地域計画について、農用地等利用集積の実績、農業振興地域整備計画変更の実績ほかに基づいて、地域計画の区域の状況ほかの更新を行っています。

更新する計画の内容は29ページから36ページに、各地区ごとに掲載してありますのでご覧ください。

主な更新の内容としましては、各地区とも、1地域における農業の将来の在り方(1)地域計画の区域の状況の中の数値の更新を行っております。

おおむね策定時と更新内容は変わらないんですが、⑤の区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地の面積が、策定時には現状に合わせて数値を上げておりましたが、利用権設定の実績に基づいて更新されたことにより減少しております。

その他に、2の農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標のうち、(2)担い手に対する農用地の集積に関する目標、現状の集積率という欄がありますが、4地区とも策定時より今回の更新案が集積率がわずかながら上昇しているところです。

その他につきましてはお目通しをいただきたいと思います。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明に対し、質疑・意見はありませんか。

3 番（水野委員） この策定年月日の下の更新年月日はいつになりそうなんですか。空白になっていますけど。

事務局 本日の委員会で農業委員会の意見を回答しまして、ほかの機関からも意見をもらったので今後になるとおもいます。日付はちょっとこちらのほうではわかりません。

議長 ほかにございませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第35号、農業経営基盤強化促進法に基づく第1回更新に係る地域計画（案）に対する意見書（案）については、報告のとおり回答することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、報告のとおり回答することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 3 0 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 有村 貞雄

会議録署名委員 白澤 敦行